



平成30年度助成申請手続きについて

平成30年5月25日・28日企業主導型保育事業説明会

公益財団法人児童育成協会
両立支援事業部 捧 智宏



<本日の内容>

1. 平成30年度 企業主導型保育事業の募集について
2. 企業主導型保育事業立ち上げのステップ
3. 電子申請手続き
 - (1) 企業ID登録方法
 - (2) 助成申請方法
 - (3) 整備費助成申請方法
 - (4) 運営費助成申請方法
4. 助成申請にあたっての主な留意事項

おわりに



1. 平成30年度 企業主導型保育事業の募集について



募集期間・募集枠・申請手続き

【募集期間】

6月15日（金）～7月31日（火） 17：30まで

【募集枠】

2万人分程度

【申請手続き】

- ・ 企業主導型保育事業ポータル（<http://www.kigyounaihoiku.jp/>）上での電子申請を受付
- ・ 企業主導型保育事業費補助金実施要綱、企業主導型保育事業助成要領、助成申請・運営にあたっての留意事項及び電子申請手続きについて通知等を順次更新予定



申請に当たっての注意事項

- 地方公共団体において定める認可外保育施設の設置基準に適合していること。
- 保育施設の設置場所が市街化調整区域に当たらないこと。または、市街化調整区域に当たる場合であっても、地方公共団体において保育施設の設置が認められていること。
- 保育施設の用途変更の必要性を確認していること。用途変更が必要な場合（床面積が100㎡超の場合など）には、用途変更が可能であること。
- 避難経路及び避難口誘導灯の設置、消防用設備について、消防法や条例等の基準を満たしていること。
- 調理施設について、施設定員に応じた食品衛生法等の基準を満たしていること。
- 地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談を行っていること。
- 社会保険料（子ども・子育て拠出金等）及び税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を滞納していないこと。



審査について

【審査方針】

多様な働き方に応じた保育を提供するものであるか、待機児童対策に資するものであるかなどの観点から児童育成協会で審査・選定を行った上、助成決定する。

【審査方法】

児童育成協会内に設置する審査会において①事業内容、②優先的項目等に基づき審査を行った上で、募集枠を踏まえて審査する予定。

①事業内容

- ・ 共同利用の見込み・事業に要する費用・事業の持続可能性・保育の質の確保など事業計画の妥当性・保育事業実績（保育事業者設置型に限る）など

1. 平成30年度 企業主導型保育事業の募集について



審査について

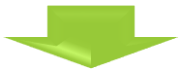
②優先的項目

優先的に考慮する項目	備考
多様な働き方に応じた保育の提供	早朝開所（7時以前開所）を実施する。
	夜間開所（22時以降開所）を実施する。
	休日開所を実施する。
待機児童対策への貢献	施設設置予定の市区町村における、認可保育所等への入所申込みを行ったが、入所できなかった人の数の多寡
その他	中小企業による設置※（共同利用の相手先が確保されている場合には更に評価） ※中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業及びこれに相当するものとして協会が定めるものをいう。

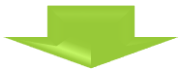
2. 企業主導型保育事業立ち上げのステップ



社内での設置検討
ニーズの把握



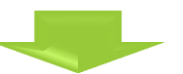
設置方式の検討



運営方式の検討



地方自治体との
調整



- 自社の背景を踏まえ、保育施設の設置目的を確認
 - 従業員のニーズ把握を行い、保育施設の全体像（例：預かる子どもの年齢、開所日や開所時間等）を検討
 - 各設置方式の特色を踏まえ、自社に合った設置方式を検討（例：共同利用の有無、地域枠の有無など）
 - 自主運営方式と外部委託方式のメリットとデメリット、自社の持つノウハウ等を考慮し、運営方式を検討
 - 保育施設の整備にあたり遵守すべき基準※や手続き、地域枠の取扱い等について地方自治体の担当部署と調整
- ※認可外保育監督基準、用途変更、用途地域、建築基準法、消防法、食品衛生法、健康増進法 など

2. 企業主導型保育事業立ち上げのステップ



設置場所の確保

- 自社内、駅前、従業員の居住地域等、ニーズと活用可能な資源の状況を踏まえて設置場所を検討
- 助成要件となる児童1人あたりの必要面積や建物の構造、必要な設備の確認
- 近隣地域の住民や関係機関等との調整

申請手続き

- 整備費、運営費それぞれの実施要綱等※に基づき、児童育成協会へ申請

※①企業主導型保育事業費補助金実施要綱、②企業主導型保育事業助成要領、
③助成申請・運営にあたっての留意事項、④処遇改善加算の留意事項、
⑤電子申請手続きについて、⑥申請図面サンプル、
⑦建築整備内容の法令・基準チェックシート など

2. 企業主導型保育事業立ち上げのステップ



開設に向けた
具体的な準備

- ・ 保育施設の整備、保育士等の必要人材の確保等、運営に係る外部委託業者の選定、安全管理対策等の準備、保育計画の準備

利用者の募集

- ・ 社内向け説明会や地域向け説明会の開催、共同利用企業との調整等により、保育施設の利用者を募集

開 設

- ・ 開設後も継続的に利用者のニーズ把握や運営上の課題把握を行い、保育所保育指針に基づき、保育の質の向上に努める。

指導・監査

- ・ 適正な保育内容及び保育環境の確保のため、児童育成協会において、実施する指導・監査※への協力義務

※①指導・監査の実施について、②指導・監査実施方針及び重点事項、③指導・監査実施要領

④指導・監査基準、⑤処遇改善加算の留意事項、⑥企業主導型保育事業自主点検表

3. 電子申請手続き



3. 電子申請手続き



(1) 企業ID登録方法①

企業ID登録
はこちら

企業主導型保育事業ポータル
(<http://www.kigyounaihoiku.jp/>)

電子申請用の企業ID登録には、メールによる
確認が必要。このメールアドレスが企業ID登
録完了後のログインIDとなる。

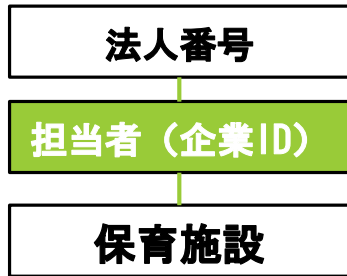
3. 電子申請手続き



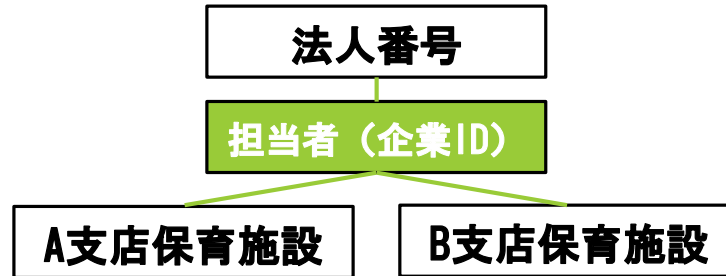
(1) 企業ID登録方法②（登録パターン）

※1法人番号で複数の企業IDの登録は可能
1企業IDで複数の法人番号を管理することは不可

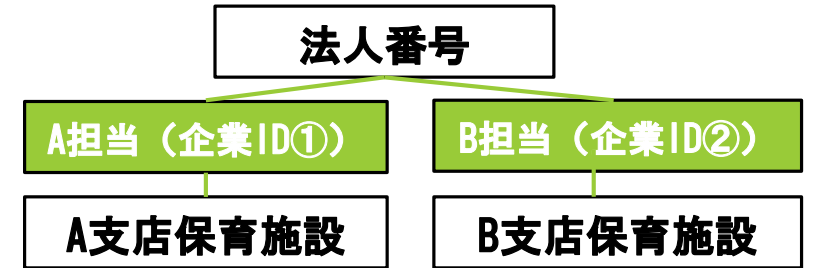
①1企業-1担当-1保育施設



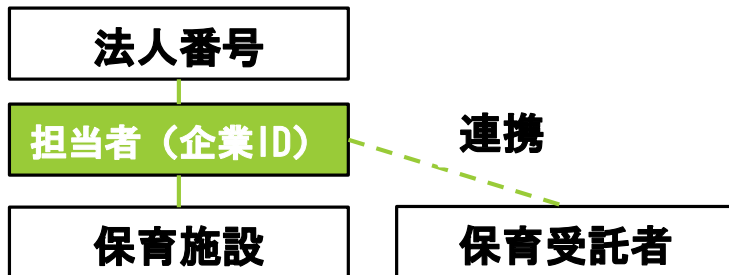
②1企業-1担当-複数保育施設



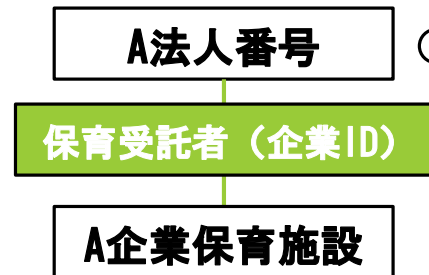
③1企業-複数担当-複数保育施設



④申請手続きは企業、保育事業は委託



⑤申請手続き、保育事業ともに委託



法人番号とは、
国税庁が「番号法」に基づ
き、法人に対して指定した
13桁の番号
国税庁のHPで検索できる。
<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

3. 電子申請手続き



(1) 企業ID登録方法③

企業主導型保育事業

電子申請用の企業IDの登録

パスワード変更 ログアウト

企業情報の入力

法人番号(13桁) 必須 [半角数字] 法人番号について
個人企業主の場合は回してください。

法人名(フリガナ) 必須 [全角カナ]

法人名 必須

代表者役職(フリガナ) 必須 [全角カナ]

代表者役職 必須

代表者氏名(フリガナ) 必須 [全角カナ]

代表者氏名 必須

郵便番号 必須 [半角数字] (例)150-0011

都道府県 必須 ※郵便番号から自動入力されます

市区町村名 必須 ※郵便番号から自動入力されます

法人

入力内容確認

水色欄：入力可
灰色欄：入力不可
（別の欄から自動入力）

企業主導型保育事業

電子申請用の企業IDの登録

企業ID登録完了

企業ID登録が完了いたしました。
引き続きご利用される場合は、ログインページからログインしてください。

ログインページへ



3. 電子申請手続き



(2) 助成申請方法①



ログインは
こちら



【対応ブラウザ】

- ・ Internet Explorer 11
- ・ Google Chrome (54～)
- ・ Firefox (49～)

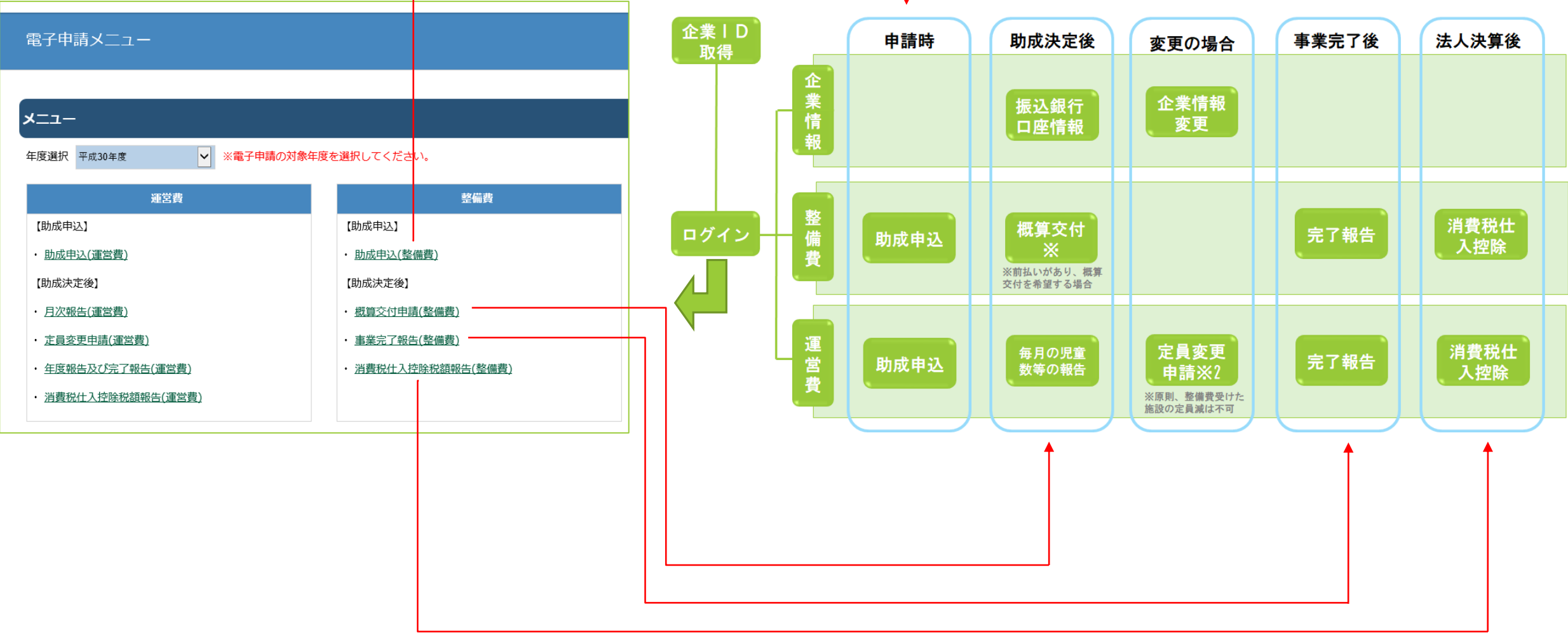
※上記以外のブラウザでは、電子申請システムの利用はできない。
※セキュリティ保護のため、15分単位で自動的にログアウトする仕様。一時保存を行うことで、時間の更新ができる。続けて使用するときには、15分以内の一時保存を継続的に行うことが必要。
※無線LANの場合、電波状態で作業中に切断するケースがある。

企業主導型保育事業ポータル
(<http://www.kigyounaihoiku.jp/>)

3. 電子申請手続き



(2) 助成申請方法②



前年度子ども・子育て拠出金納付実績
※無の場合は理由書を提出

(1) 新たに設置、(2) 定員増(5人以上)、(3) 定員増(5人未満)

本申請に係る企業主導型保育事業は、平成28年3月31日から運営している既存の保育施設等（過去に委託事業者、関連事業者等の関係のある事業者が設置した施設を含む。以下同じ）の廃止・移転・休止（予定を含む）に伴うものではない（法人の変更を含む）。また、今後、企業主導型保育事業の実施に伴い、既存の保育施設の廃止・休止を行うものではない。「◎はい ○いいえ」

3. 電子申請手続き



(3) 整備費助成申請方法③

<様式第10-1号> 企業主導型保育事業(整備費)所要額調査書

(単位: 円、税込)

区分 (該当がある場合に チェックして記載)	総事業費	対象経費の実支出 (予定)額	第2の2.(2)に 定める収入額	(A-C)又はBの うち低い方の額 × 3/4	基準額	助成金所算額(D, Eを比較して最も 少ない額)
	A	B	C	D	E	F
工事費	0	0			0	
工事事務費	0	0				
■ 環境改善加算	0					
■ 特殊付帯工事加算	0					
■ 設計料加算	0					
■ 開設準備費加算	0					
■ 土地賃料加算	0					
■ 地域交流・一時預かり スペース加算	0					
■ 病児保育加算	0					
■ 賃借料加算	0					
小計	0	0			0	
■ 解体撤去工事費	0	0			0	
■ 仮設整備工事費	0	0			0	
合計	0	0			0	

■ 年度を跨ぐ工事の場合 ※該当する場合にチェックして記載

助成金額は、対象経費の
実支出(予定)額 (B) 欄
の合計額の3/4と基準額
(E) 欄の合計額を比較
して少ない額 (F) 欄

年度を跨ぐ工事の場合に☒
(画面を展開後、計画割合を入力)

- ① 工事費<対象：創設、修繕>
入札の予定価格調書又は2社以上の見積書の低い額
- ② 工事事務費<対象：創設、修繕等>
工事施工のため事務費（工事費の2.6%限度）
- ③ 環境改善加算<対象：創設、修繕、加算申請は☒。以下同じ>
建物の入口周辺等を児童向けの環境に整備する場合に加算
- ④ 特殊付帯工事加算<対象：創設>
水再利用、ソーラーの整備などの資源有効活用の整備に係る加算
- ⑤ 設計料加算<対象：創設>
基本単価の5%限度（千円未満切り捨て）
- ⑥ 開設準備費加算<対象：創設>
棚・下駄箱等（つくり付けのものに限る。）を整備するため加算
- ⑦ 土地借料加算<対象：創設>
新たに土地を賃借して整備する場合の工事期間中の賃借料を加算
- ⑧ 地域交流・一時預かりスペース加算<対象：創設>
子育て支援スペース又は預かりサービス（一般型）の整備費加算
- ⑨ 病児保育加算<対象：創設>
病児保育に必要な保育室及び安静室等を整備する場合に加算
- ⑩ 賃借料加算<対象：修繕>
賃貸建物の改修を行う場合の工事期間中の賃借料を加算

3. 電子申請手続き



(3) 整備費助成申請方法④

■ 年度を跨ぐ工用の場合 ※該当する場合にチェック☑して記載

<様式第10-2号> 工事及び工事事務費費目別内訳書

(単位: 円、税抜)

工事名称	数量	単位	金額	備考
小計	-	-	0	-
消費税	-	-	0	-
工事事務費	0		0	
消費税	-	-	0	-
合計	-	-	0	-

※見積書等を基に工事名称欄を記入して下さい。
※2社の見積書の内訳書等の写しを添付して下さい。

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10Mバイト以下です。

添付書類名	アップロード
	ファイル選択...
	ファイル選択...
	ファイル選択...

【添付書類】

- 配置図（施設に隣接する建物、道路等を明記したもの）及び市町村の地図
- 施設の平面図（各部屋ごとに、室名、用途及び面積を明記したもの）及び立面図
- 施設を整備する敷地の登記簿抄本又は賃貸借契約書（地上権設定の権利書を含む）の写し
- 助成申込者の定款又は寄付行為
- 助成申込者の法人及び施設会計の申請事業年度の予算書及び最近2期の決算報告書
- 助成要領第2の1の（2）により、事業を行う場合には、その対象定員が分かる資料
- 2社の見積書の内訳書等の写し
- 子ども・子育て拠出金を負担していることを証する厚生年金保険料の徴収済通知書等の写し（前年度子ども・子育て拠出金納付実績が無い場合はその理由書）
- 電子申請用チェックリスト（整備費） ※企業主導型保育事業ポータルダウンロードに様式があります。

【工事名称】

予定価格調書又は見積書にある区分をプルダウン

【摘要】

対象外経費の内容、金額を記載し、その分は金額欄から控除
(例)

工事名称	数量	単位	金額	備考
(建築工事) 仮設工事	1	式	対象外経費を除いた金額を記載	
(建築工事) 土・コンクリート工事	1	式		
(建築工事) 金属工事	1	式		
(建築工事) 木工事	1	式		
(建築工事) ガラス工事	1	式		
(建築工事) 建具工事	1	式		
(建築工事) 内装工事	1	式		対象外 カテン28,000円 消火器40,000円
(建築工事) 塗装工事	1	式		
(建築工事) 左官・タイル工事	1	式		
(建築工事) 造作工事	1	式		
(設備工事) 電気設備工事	1	式		
(設備工事) 防災設備工事	1	式		
(設備工事) 給排水設備工事	1	式		
(設備工事) 衛生器具設備工事	1	式		対象外 タイル掛け2,000円
(設備工事) 空調・換気設備工事	1	式		対象外 事務室壁掛けエアコン39,800円
諸経費	1	式		
共通仮設費	1	式		



(4) 運営費助成申請方法①

【事業類型】

- (1) 平成28年4月1日以降において、新たに開始されるもの。ただし、本事業の実施に伴い平成28年3月31日以前から運営されている保育施設（委託事業者、関連事業者等の関係のある事業者が設置した施設を含む。）の廃止・移転・休止（予定を含む。）が伴う場合には助成の対象とはならない。
- (2) 平成28年3月31日以前から事業所内保育施設を実施している者が、平成28年4月1日以降に定員を増やして行うもの（平成28年4月1日以降に増加した定員部分に限る。）
- (3) 事業所内保育施設（平成28年3月31日以前に設置事業主が雇用する労働者の監護する児童以外の児童の受け入れを行っていない施設に限る。）の定員に余裕がある場合に、当該余裕部分（以下「空き定員」という。）を活用し、児童（事業所内保育施設の設置事業主が雇用する労働者の監護する児童を除く。）の受け入れを行うもの。

3. 電子申請手続き



(4) 運営費助成申請方法②

<様式第 1 - 1 号> 企業主導型保育事業(運営費)収支予算書

収入(単位:円)		支出(単位:円)	
企業主導型保育事業助成金収入	0		
合計	0	合計	0

一時保存

<様式第 1 - 2 号> 企業主導型保育事業(運営費)算定額(見込)調書

1. 基本分

事業開始月 必須

月 (※一時保存時は入力が必要です。)

地域区分

20/100地域

(※保育施設の都道府県、市区町村から自動入力されます。)

基本開所曜日

☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日

週開所日数区分

週6日未満開所

(※基本開所曜日から自動入力されます。)

基本開所時間 必須

 ~

基本開所時間数区分

13時間

(※基本開所時間から自動入力されます。)

必要な保育従事者数

保育士数

保育士比率(%)

(※保育従事者数、うち保育士数から自動入力されます。)

定員区分

(※①定員数から自動入力されます。)

【収支予算書】 収入＝支出となるように入力
(例)

収入(単位:円)		支出(単位:円)	
企業主導型保育事業助成金収入		保育士給料支出	
利用者負担額(保育料)		法定福利費支出	
		給食費支出	
		保育材料費支出	
		その他事業費支出	
		福利厚生費支出	
		研修研究費支出	
		修繕費支出	
		賠償責任保険料支出	
		その他事務費支出	
		賃借料支出	
合計		合計	

【1. 基本分】

- ①事業開始月、②地域区分、③基本開所曜日、④基本開所時間、⑤必要な保育従事者数、⑥保育士数、⑦定員区分



(4) 運営費助成申請方法③

The screenshot displays a multi-page application form. The top section is for '定員数' (Staff Count) with a grid for monthly data. Below it are sections for '在籍児童数' (Resident Children Count) and '月途中入退所児童数' (Children entering/exiting during the month), each with similar monthly grids. At the bottom, there are summary tables and a final confirmation page. Green arrows point from the text boxes on the right to the corresponding sections in the form.

【定員数(各月初日の定員数)】

- ①定員数、②増加又は空き定員数、③定員数のうち従業員枠※
- ※従業員枠は定員の50%以上必要、以下同じ

【在籍児童数（各月初日の在籍児童数）】

- ・月の初日から在籍している児童であって、1か月間を通じて概ね16日（週4日）以上利用する契約の児童が算定対象。
- ・月16日（週4日）以上の契約があれば病気を理由とした欠席で利用日数が少なくなった場合も算定できる。
- ・病気を理由とした欠席以外で利用実績が月15日以下となる場合にはその月は定期的な利用のない児童として報告
- ・初日の在籍児童数＝初日からの在籍児童数（月16日以上利用）
≠初日に利用した児童数

【月途中入退所児童数】

- ・月途中入退所児童が月の初日から在籍していたと仮定した場合に、16日（週4日）以上利用することになる児童が対象

3. 電子申請手続き



(4) 運営費助成申請方法④

(以下は、該当がある場合にチェック☑して記載)

☒ 2. 延長保育加算 加算額 0

実施月数 ※「基本事業実施月数と実施月数」に 入力制限されます。	延長時間数(*5)		平均対象児童数(*6)	
	基本開所時間前		基本開所時間前	
	基本開所時間後		基本開所時間後	

(*5)「延長保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第10号)」4(1)④-イに基づく延長保育時間を記載すること。

(*6)「延長保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第10号)」4(1)④-イに基づく平均対象児童数を記載すること。

☒ 3. 夜間保育加算 加算額 0

※午前中の保育需要よりも午後10時までの夜間の保育需要が高い保育施設が対象となる。

対象児童数 ※①定員数から自動入力されます。	うち3歳以上児	0
	うち3歳未満児	0

開所時間 08:00 ~ 22:00 (※基本開所時間(開始時刻)から自動入力されます。)

仮眠のための設備 ☐ 有 ☒ 無

その他夜間保育に必要な設備、備品 ☐ 有 ☒ 無

設備、備品名称

☒ 4. 非正規労働者受入推進加算 加算額 0

定員総数 0

入所児童数(各月初日の平均) 0

非正規労働者受入推進枠 0 (※「定員総数 ≥ 非正規労働者受入推進枠」に入力制限されます。)

各加算毎に加算申請を行う場合には☑、助成決定後に追加の加算申請は不可（防犯・安全対策強化加算を除く）

【延長保育加算】

- 基本開所時間（11時間又は13時間）の開所時間を超えて延長保育を行っている場合に、延長時間及び利用児童数に応じて加算

【夜間保育加算】

- 夜間の利用が大半である業態、地域に対応した加算※
- 基本開所時間として、午後10時以降までの時間を設定
- 夜間保育のために必要な仮眠設備、備品の整備

※夜間の利用が一部の場合は延長保育加算を申請

【非正規労働者受入推進加算】

- 非正規労働者の優先定員枠を設け、そのことを周知
- その定員枠が空いている場合に、一部補てんする加算

3. 電子申請手続き



(4) 運営費助成申請方法⑤

5. 病児対応型加算

① 病児対応型 0

実施月数 ※「基本事業実施月数」と実施月数 に入力されます。	利用児童数 (年間延べ)	職員配置		開所時間	開所日数
		看護師等	保育士		
0	0	0	0	~	0

6. 病後児対応型加算

② 病後児対応型 0

実施月数 ※「基本事業実施月数」と実施月数 に入力されます。	利用児童数 (年間延べ)	職員配置		開所時間	開所日数
		看護師等	保育士		
0	0	0	0	~	0

7. 体調不良児対応型加算

③ 体調不良児対応型 0

実施月数 ※「基本事業実施月数」と実施月数 に入力されます。	利用児童数 (年間延べ)	職員配置		開所時間	開所日数
		看護師等	保育士		
0	0	0	0	~	0

6. 預かりサービス加算 加算額 0

④ 一般型 0

実施月数 ※「基本事業実施月数」と実施月数 に入力されます。	利用児童数 (年間延べ)	職員配置			開所時間	開所日数
		保育士	家庭的保育 者	研修受講 者		
0	0	0	0	0	~	0

⑤ 余裕活用型 0

⑥ 余裕活用型 0

実施月数 ※「基本事業実施月数」と実施月数 に入力されます。	利用児童数 (年間延べ)	職員配置			開所時間	開所日数
		保育士	家庭的保育 者	研修受講 者		
0	0	0	0	0	~	0

【病児保育加算】

- ・ 保育を必要とする乳児、幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学生であって、疾病にかかっているものについて、保育を行う事業を行った場合に加算
- ・ 病児対応型、病後児対応型についてはそれぞれ、「保育室」及び「児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室」を設けることが必要。体調不良児対応型については、児童の安静が確保されている場所を設けることが必要
- ・ 看護師等の職員の配置は、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型ごとに配置基準（看護師はそれぞれ常勤換算1名以上配置）を満たすことが必要（週40時間以上の開設が最低要件）

【預かりサービス加算】

- ・ 乳児又は幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
- ・ 「一般型」は、専用の一時的預かりの保育室及び保育士等配置
- ・ 「余裕活用型」は、利用児童が定員に満たない保育施設で実施

3. 電子申請手続き



(4) 運営費助成申請方法⑥

7. 賃借料加算 加算額 0

賃借料(月額) 500000 契約書(写)等、金額が分かる資料を添付すること。

8. 保育補助者雇上強化加算 加算額 0

実施月数 0

保育補助者の業務及び保育士の業務負担が軽減される(された)内容

職員の人用管理や勤務環境の改善に関する取組(本加算による保育補助者の配置の取組を除く。)

9. 防犯・安全対策強化加算 加算額 0

見納額 0

品目	数量	単価	金額
消費税	-	-	0
合計	-	-	0

※見積書(写)など、金額が分かる資料を添付すること。

【賃借料加算】

- ・ 保育の用に供する建物が賃貸物件で賃借料が発生している場合に定員区分ごとの加算額を加算
- ・ 礼金、敷金、共益費、駐車場代などは加算の対象外

【保育補助者雇上強化加算】

- ・ 保育士の勤務環境改善のために次の要件をいずれも満たす者を保育補助者とは別に配置した場合に加算
 - (1) 保育士資格を有していない者
 - (2) 勤務時間が週30時間程度かつ1か月120時間程度以上
 - (3) 子育て支援員研修(地域保育コースのうち地域型保育)の受講(予定を含む)

【防犯・安全対策強化加算】

- ・ 事故防止や事故後の検証及び防犯対策の強化のため、ビデオカメラやベビーセンサーの設置等を行う場合に加算(1年度1回限り)
- ・ 警備員の駆けつけ経費や1万円未満の消耗備品は対象外

3. 電子申請手続き



(4) 運営費助成申請方法⑦

10. 連携推進加算 加算額 0

企業と連携型保育事業を実施するうえで必要な職員を、実施要綱第3の2の(3)により指定される職員に加えて配置 ☒ 有 ☐ 無

実施月数 0

【添付書類】 ※アップロード可能なファイルは、PDFファイル(.pdf)形式で1ファイルあたり10MB以下です。

添付書類名	アップロード
	ファイル選択...
	ファイル選択...
	ファイル選択...

【連携推進加算】

- 助成申請手続、企業間の連携、地域枠の児童の受入、市町村への情報提供などを行う事務担当の専任職員（常勤換算1名以上）を別に配置した場合に加算
- 助成申請手続等の事務が行われない間についても、当該施設において保育従事者の補助業務を行う。
- 勤務場所は、外出の場合を除き当該保育施設内に限定



(4) 運営費助成申請方法⑧

		処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅱ
書類	認定申請	(A) 処遇改善等加算Ⅰ認定申請書 (B) キャリアパス要件届出書 ※Ⅱ申請の場合は(B)は不要	(C) 処遇改善等加算Ⅱ認定申請書
	実績報告	(A) 賃金改善実績報告書 (B) 企業主導型保育施設間における 費用配分内訳表	(C) 賃金改善実績報告書 (D) 賃金改善実績報告別表
	添付書類	新旧の給与規程	
対象施設		企業主導型保育施設（本部などの施設外等は除く）	
用途		職員の賃金改善のみ使用可	

3. 電子申請手続き



(4) 運営費助成申請方法⑨

	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅱ
加算対象	- 基本分にかかる職員のみ - 加算分の専従職員は対象外（例：病児保育事業専従の看護師等）	
	- 基本分にかかる職員全体 - 職種にかかわらず保育施設に勤務する職員	副主任保育士等（概ね7年以上の経験） 職務分野別リーダー等（概ね3年以上の経験） - 保育士・看護師・調理員・栄養士・事務職員等も対象 - 経験年数は施設ごとの柔軟な判断可能 - 副施設長などの「管理業務部分」の処遇改善は対象外 - 施設長は兼務であっても対象外 - 主任保育士は給与水準のバランスを踏まえて必要な場合にのみ5千円～4万円未満の範囲内で賃金改善可能
	- 非常勤職員含む - 本部との兼務職員含む（辞令などにより職務分担が明文化されており、かつ保育業務対する対価を保育所運営費から支出している者に限る） - 兼務し、実務を行っている法人役員含む（役員報酬は対象外） - 委託業者・派遣職員含む（賃金改善かつ契約額の変更が要件）	

3. 電子申請手続き



(4) 運営費助成申請方法⑩

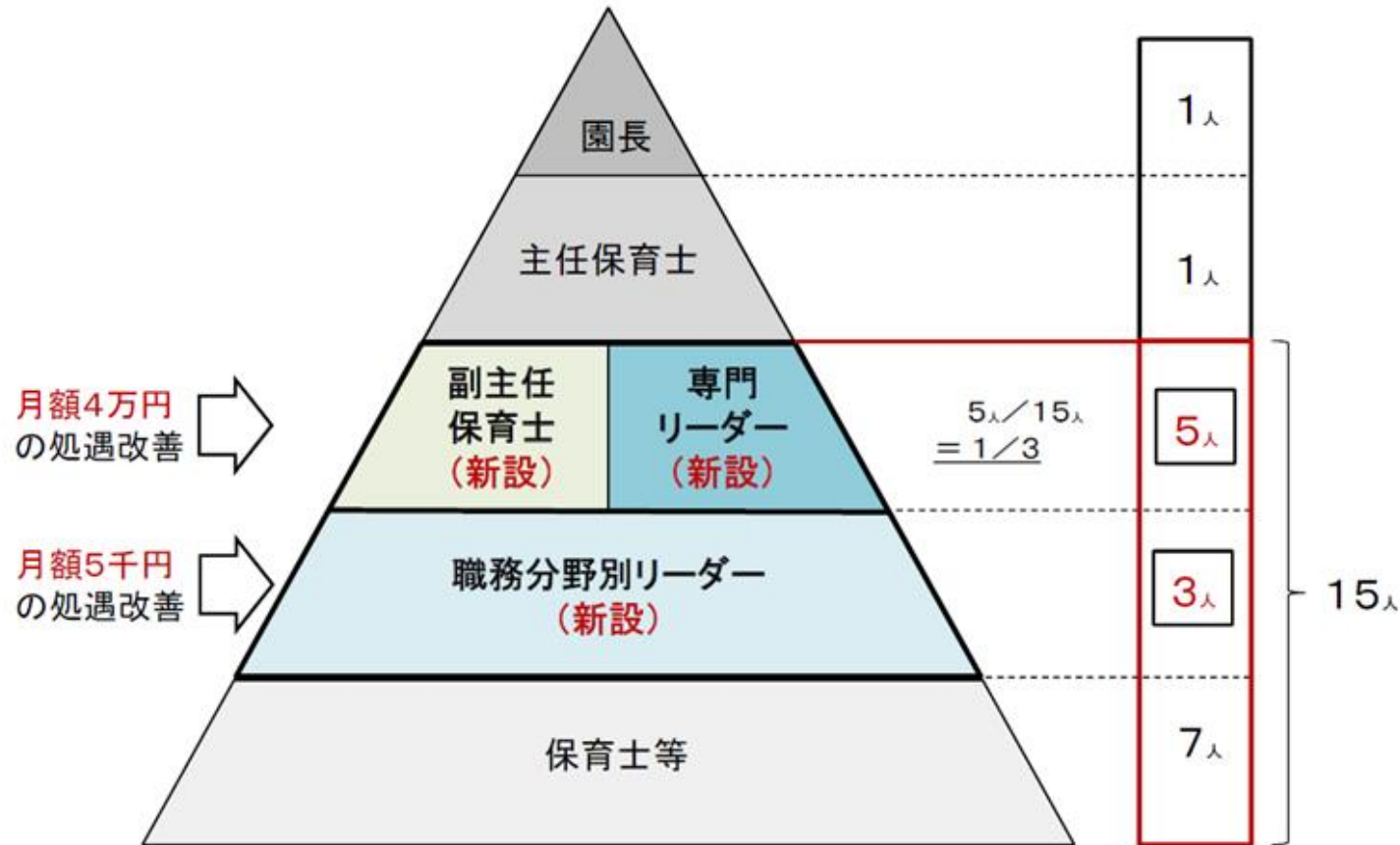
		処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅱ
加算額	1人当たりの金額	上限・下限なし	副主任保育士等：原則月額4万円、実態を踏まえ、下記も可 ・4万円支給職員：〔人数A〕÷2（端数切捨・0人も可） ・5千～4万円未満支給職員：上記以外の対象職員 職務分野別リーダー：月額5千円
	算定方法	処遇改善等加算Ⅰ基本単価表のとおり	副主任保育士等及び職務分野別リーダー共に実施が必要 (1) 副主任保育士等 加算単価円×月数×人数A（千円未満切捨） ・人数A＝下記算出人数×1/3（0になる場合は1） (2) 職務分野別リーダー等 加算単価×月数×人数B（千円未満切捨） ・人数B＝下記算出人数×1/5（0になる場合は1）
			例：〔19人以下〕（1）＋（2）＋（3）＋1.3 （1）各年齢の必要保育従事者数＋1 （2）週7日開所の場合…＋0.5 （3）自園調理以外の場合…△1

3. 電子申請手続き



(4) 運営費助成申請方法⑪

・「人数A＝下記算出人数×1/3・人数B＝下記算出人数×1/5」の考え方



3. 電子申請手続き



(4) 運営費助成申請方法⑫

		処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅱ
給与	時期	「月払い」「一括払い」共に可	「月払い」のみ
	給与項目	「基本給」「手当」「賞与」「一時金」など	「基本給」「毎月支払われる手当」など
	備考	・元の給与を下げることはできない（業績連動の賞与等がある場合を除く） ・定期昇給分を処遇改善等加算の賃金改善分とすることはできない ・Ⅰ・Ⅱを合算で支給する場合も、各内訳がわかるように整理すること ・超過勤務手当（残業手当）の増額分は賃金改善額に含まない ・加算額以上の処遇改善の実施が必要	
実施期間		4月～翌3月（または開所月～直近の3月）	
備考		・職位・職責または職務内容に応じた労働条件等の要件の制定 ・職位・職責・職務内容に応じた賃金体系の制定 ・賃金改善の具体的な内容について職員に対しての周知	
		・職員と意見交換し資質向上の目標及び以下の計画を策定及び、同内容の全職員への周知 (1) 研修機会の提供または技術指導等の実施 (2) 保育士資格取得のための支援	・対象職員への「発令」や「職務命令」の実施

4. 助成申請にあたっての主な留意事項



番号	keyword	照会内容	回答内容
1	調理室	調理室については、必ず設ける必要がありますか。	利用定員が20人以上の場合には調理室、利用定員が19人以下の場合には調理設備が必要です。（企業主導型保育事業の実施者が、企業主導型保育施設に付属して設置する炊事場は、企業主導型保育施設の調理室として扱われます。） なお、満3歳以上の児童に対する食事の提供については、当該保育施設外で調理し搬入する方法（以下、「外部搬入」という。）により行うことができます。 また、満2歳以下の児童に対する食事の提供については、同一の事業者又は関連事業者が運営する企業主導型保育施設、小規模保育事業を実施する施設、事業所内保育事業を実施する施設、社会福祉施設又は医療機関等から搬入することやそれも難しい場合には学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場から外部搬入することが可能です。なお、外部搬入を実施する場合、以下の要件を満たすことが必要です。 ①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が企業主導型保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ②当該企業主導型保育施設又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③調理業務の受託者を、当該企業主導型保育施設による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 ④利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ・自園調理については、自ら調理員を雇用し食事を提供する他、保育施設内における調理業務を委託するという方法も可能です（詳しくは「保育所における調理業務の委託について」平成10年2月18日 児発第86号通知をご確認ください） ※満2歳以下の児童に対する食事の提供について外部搬入について要件を満たしていないため助成決定が行えないというケースがありましたのでご注意ください。

4. 助成申請にあたっての主な留意事項



番号	keyword	照会内容	回答内容
2	食事の外部搬入	食事の外部搬入の委託先の選定にあたっての留意点を教えてください。	満2歳以下の児童に対する食事を外部搬入によって行う場合には、事業者との関係、調理場所について注意が必要です。事業者は、同一事業者又は関連事業者であり、かつ、調理場所は、企業主導型保育施設、小規模保育事業を実施する施設、事業所内保育事業を実施する施設、社会福祉施設又は医療機関等である必要があります。それが難しい場合には学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場からの外部搬入も可能ですが、その場合にも法に規定する学校給食の共同調理場であるということの確認を十分に行っておく必要があります。なお、関連事業者は資本関係があるなどの事業者をいい、契約関係である保育委託事業者や共同利用事業者は含まれません。
3	乳児室、ほふく室	乳児又は満2歳に満たない幼児を受け入れる場合には、乳児室又はほふく室のいずれかを設ければいいですか。	乳児を受け入れている保育施設は、乳児室、ほふく室の両方を設ける必要があります。乳児室は、ほふくしない乳児のための部屋であり、ほふくを始めたならばほふく室に移ります。そのため乳児室、ほふく室の設置にあたっては、「ほふくしない乳児」と「ほふくする乳幼児」を何人ずつ受け入れる計画なのかによって、それぞれの必要面積を計算して設置する必要があります。
4	屋外遊戯場	屋外遊戯場については、必ず設ける必要がありますか。	満2歳以上の幼児を受け入れる場合には、屋外遊戯場を設置することが必要ですが、屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを屋外遊戯場に代えて差し支えません。 この場合の条件は次のとおりですので、ご注意ください。 ①当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。 ②当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。

4. 助成申請にあたっての主な留意事項



番号	keyword	照会内容	回答内容
5	便器	便器の設置にあたっての注意点を教えてください。	便器の数は幼児20人につき1以上必要となりますが、男児用便器は基準上の必要数にはカウントされません。また、便器は幼児用便器(補助便座は不可)を設置する必要がありますのでご注意ください。
6	屋外遊戯場	屋外遊戯場について、屋上に設けることは可能ですか。	屋外遊戯場は、地上に設けるものが原則ですが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも可能です。ただし、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、必要となる面積を満たすほか、次の点につき十分留意されたいこと。 (1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 (2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。 (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。 (ア) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。 (イ) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。 (ウ) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。 (エ) 油その他引火性の強いものを置かないこと。 (オ) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。 (カ) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。 (キ) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。
7	整備費対象経費	施設整備費の補助対象となるもの、ならないものについて、どのようなものがありますか。	施設整備費の対象となるのは保育施設本体工事とそれに係る工事事務費(工事費の2.6%が上限)となります。また、建物と一体化している設備については本体工事費に含まれます(例:天井埋込式のエアコンは補助対象。簡易な工事で取り外しが可能なウォシュレットやルームエアコンは備品扱いとして対象外)。補助対象とならないものは外構工事、備品類、看板等や大規模修繕の場合の設計料があります。見積書の中に補助対象とならないものが含まれている場合には、その金額を除いて対象経費の実支出予定額を計上してください。

4. 助成申請にあたっての主な留意事項

番号	keyword	照会内容	回答内容
8	土地借料	土地借料加算に保証金等は含まれますか。	含まれません。工事期間中の賃借料のみになります。
9	開設準備加算	整備費の開設準備加算の対象経費を教えてください。	開設準備加算の対象経費は、建物と一体的な作り付けのロッカー、下駄箱等を想定しています。整備費は備品を対象としていませんので、建物と一体的なものであることが必要です。このため本加算は工事費と対象経費が重なりますが、工事費の対象経費の3/4の額が基準額を超過している場合に、本加算により基準額を上げるという効果があります。なお、工事区分が「大規模修繕等」の場合は加算による基準額の上乗せはありません。
10	建設請負業者の見積書	建築請負業者から見積書を取るにあたっての注意点を教えてください。	①工事請負事業者の選定にあたっては、大規模修繕等(改修)の場合には、建築仕様書を作成し、建築事業者2社以上から見積書を取っていただく必要があります(見積事業者の選定にあたっては、自治体の入札参加資格の状況や保育施設の建設実績などを考慮することが望ましいです。また、見積書は、必ずそれぞれの事業者に提出を求めてください)。②大規模修繕等以外の工事(創設等)については、助成金所要額が1億円以上の工事については、事業を行うために締結する契約については、原則として、都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続きの取り扱いに準じて入札で行う必要があります。1億円を下回る工事についても、見積合わせではなく出来るだけ入札手続きを行っていただきますようお願いします。③建築請負業者の選定にあたっては、建設業許可番号を確認するなど適正な事務手続きについてお願いいたします。
11	建設請負業者等からの寄付金	建設請負業者等から寄付金をうけることはできますか。	企業主導型保育事業の助成金に係る業務を行うために契約を締結した相手方(建設請負業者等)から多額の寄付を受けることは、助成金との関係上、不適切な寄付となります。
12	地域交流スペース	地域交流スペースではどのような事業を行うことができますか。	地域交流スペースは、保育施設の持つ専門性を生かして、地域の子育て支援を行うことを目的として設置するものです。そのため、①子育て親子の交流の場の提供、②子育てに関する相談、③地域の子育て関連情報の提供、④子育てに関する講習会の実施、⑤その他、子育て支援に資する活動、などの事業を行うことを想定しています。なお、上記の活動を行うにあたって、材料費や外部講師に係る謝礼などを実費で徴収することは可能です。

4. 助成申請にあたっての主な留意事項



番号	keyword	照会内容	回答内容
13	保育士配置	11時間又は13時間の開所時間においては常時保育従事者の配置が必要ですか。	11時間又は13時間の開所時間においては、常時、実施要綱第3の2の(3)の規定により算定される保育従事者数の配置が必要です。そのため休憩時間等についても、代替で勤務する保育士等を配置するなど、必要となる保育従事者の配置が必要となります。なお、児童が少なく算定上必要保育従事者数が1名となる時間帯であっても最低2名(うち1名以上は保育士)の保育従事者の配置は必要となります。
14	週7日開所	週7日開所の場合は年末年始、祝日も開所しなければいけませんか。	週7日開所の保育施設は、休日保育を実施する保育施設という位置づけとなります。そのため年末年始、祝日を含めて年間を通じて開所する必要があります(利用児童が1人もいない日の閉所は可)。
15	非正規労働者受入推進加算	非正規労働者受入推進加算の考え方について教えてください。	非正規労働者受入推進加算は、定員内にパートタイム等の非正規労働者の児童を優先的に入所させるための定員枠を設け、それを周知している保育施設を対象として、その定員枠が空いている場合に、一部補てんを行うという性格の加算です。例として、パートタイム労働者の退職により、一時的にその定員枠が空いてしまった場合に、その定員が次に埋まった月(月初日に埋まった場合はその前月)までの空いている期間を対象に加算します。
16	保育補助者雇上強化加算	保育補助者雇上強化加算の職員が保育に従事することはできますか。また、本加算に係るその他の留意点を教えてください。	保育士の補助の業務として、保育に従事することも可能ですが、実施要綱第3の2の(3)の規定による保育従事者の人数に含めることはできません。人数に含まれた場合には当該月は本加算の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保育補助職員は、当該業務に専任の職員を配置する必要がありますが、複数の職員を常勤換算して週30時間の勤務時間になるように配置することや週40時間の雇用を行い、10時間は他の業務を行うことも可能です。また、保育従事者の配置基準以上に幼稚園教諭や看護師を配置して保育補助を行うことは可能ですが、その場合にも子育て支援員研修の受講は必要となります。
17	防犯・安全対策強化加算	防犯・安全対策強化加算の対象となる設備、備品の考え方について教えてください。	ベビーセンサーやビデオカメラ等の事故防止、事故後の検証又は防犯対策の強化のための設備、備品を助成の対象としています。防犯・安全対策のための設備、備品であれば10万円(中小企業の場合は20万円、以下同じ。)を超えたものも対象となりますが、助成金の上限額は10万円となります。なお、設備・備品以外の費用(警備員の駆け付けのための費用等)は対象となりません。

4. 助成申請にあたっての主な留意事項



番号	keyword	照会内容	回答内容
18	指導・監査	指導・監査はどこが実施するのでしょうか。	助成金の適切な執行の観点や企業主導型保育事業の基準の遵守の観点からは、公益財団法人児童育成協会が定期的かつ計画的に指導・監査等を行います。あわせて企業主導型保育施設は認可外保育施設であるため、児童福祉法に基づき都道府県が指導・監督等を行います。

監査の種類

都道府県の監査 (認可外保育施設監査)		① 立入調査	② 特別立入調査	③ 午睡時抜き打ち調査
実施 頻度	原則として年1回、 計画的に実施	原則として年1回、 計画的に実施	必要に応じて 抜き打ちで実施	選定施設に対して 抜き打ちで実施
対象 施設	認可外保育施設	○全ての助成施設	○運営等に問題が発生又は 発生のおそれがある施設 ○通報や苦情があった施設	○選定された施設 [選定基準] ・過去5年間に重大事故が発生 ・0～1歳児の利用児童数が多い ・協会又は自治体の指導監査に おいて指摘がある ・利用者等から苦情がある など
調査 内容	設備・運営基準の 遵守状況	○設備・運営基準の遵守状況 ○助成金の申請内容の確認	○立入調査に準じる (通報等の内容に応じて確認)	○午睡時における保育状況 (職員体制、見守り方法等)
実施 方法	立入調査 (必要に応じて、特別立 入調査、抜き打ち調査を 実施)	○施設が予め自主点検を実施 ○提出された自主点検の内容 も踏まえ、現地調査を実施	○必要に応じて、事前通告 なしで現地調査	○事前通告なしで現地調査

平成30年度の募集開始にあたって、現在、関係資料の改正、電子申請システムの改修を行っているところです。準備が整い次第、企業主導型保育事業ポータルでご案内いたします。

主な改正点として、中小企業における活用促進策として、企業自己負担相当額を5%から3%に軽減（基本分単価の改善）、防犯・安全対策強化加算の単価を10万円/年から20万円/年に増額及び、共同利用・共同設置のための連携費用として、整備費に100万円の加算などが挙げられています。

なお、ご検討にあたっては、内閣府作成の「企業主導型保育事業立ち上げ事例のご紹介」も参考にしてください。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/jirei_tachiage.html



募集時期には電話が混み合い大変ご迷惑をお掛けしております。電話のお問合せ時には「実施要綱」、「助成要領」及び「助成申請・運営にあたっての留意事項」等の該当の頁、番号等を伝えていただきますようお願いいたします。

組織体制の強化を含めて、円滑かつ正確な回答に努力して参りますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。